

静岡県立浜松大平台高等学校における
広報用デジタルサイネージ設置
企画提案募集要項

令和7年7月

静岡県立浜松大平台高等学校

静岡県立浜松大平台高等学校における広報用デジタルサイネージ設置企画提案募集要項

1 趣旨

この要項は、静岡県立浜松大平台高等学校（以下「学校」という。）校舎内に学校行事や進路に関する情報等、生徒にとって有益な情報を配信する広報用デジタルサイネージ（以下「デジタルサイネージ」という。）を設置するに当たり、ディスプレイ等必要な機器の手配及び設置、配信するコンテンツの制作を一体的に取り扱う事業者を選定するために企画提案を募集するものである。

2 企画提案及び契約の手順

一定の資格要件に該当する事業者から、一般公募により下記3の業務に関する企画提案を受け、学校において内容審査を行った上、総合的に最も優れた企画内容であると認めた者と随意契約を締結する。

なお、契約については、選定された企画提案内容を直に契約内容とするものではなく、最優秀企画提案者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行ったうえで、双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議の上、企画提案の一部を変更する場合がある。

3 業務の内容

- (1) デジタルサイネージで配信するコンテンツを企画・制作し、行政財産の使用の許可を受けて、学校が指定する場所にコンテンツの配信に必要なディスプレイ等の機器を設置すること。
- (2) ディスプレイ等の機器を維持管理し、定期及び随時に配信コンテンツの更新を無償で行うこと。
- (3) そのほか業務の詳細については、別紙1「静岡県立浜松大平台高等学校における広報用デジタルサイネージ設置業務仕様書」のとおりとする。

4 企画提案の参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県の一般業務委託競争入札参加資格者名簿において、「広告代理」の営業種目の入札参加資格を有する者であること。
- (3) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 静岡県内に本社あるいは営業所等が存在すること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 静岡県暴力団排除条例第6条第1項の規定により、次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

5 公募等に係る日程

日 程	内 容
7月1日（火）～7月11日（金）	静岡県立浜松大平台高等学校ホームページで公募
7月2日（水）～7月11日（金）	企画提案書受付
7月中旬～7月下旬	企画提案書審査
7月下旬	選定結果の通知
8月上旬	契約書の締結、行政財産の使用許可手続き
令和7年9月1日～令和8年3月31日	デジタルサイネージ設置運用

6 申請様式の交付

令和7年7月1日（火）から令和7年7月11日（金）までの期間、静岡県立浜松大平台高等学校ホームページ（<https://www.edu.pref.shizuoka.jp/hamamatsuohiradai-h/home.nsf>）でのダウンロードで配布する。

7 企画提案書の提出

(1) 提出書類

提案者は、企画提案書（様式第1号）を作成のうえ、1部、提出すること。

企画提案書には、次の事項を明記した書類を添付すること。

- ・ディスプレイ等の機器の構造、設置方法等
- ・配信コンテンツの内容及び制作方法
- ・配信コンテンツに広告を含む場合は、その内容及び広告主の業種等
- ・ディスプレイの電源の管理方法、設置機器の電力使用量等
- ・事業の実施体制
- ・保守管理及び緊急時の管理の対応等
- ・準備作業を含むスケジュール
- ・問い合わせ、苦情等への対応等
- ・会社概要（パンフレット等の添付でも可）
- ・その他、同種の事業実績、アピールしたい事項等

なお、企画提案書に用いる言語は日本語、通貨は円とすること。

(2) 提出期間

令和7年7月2日（水）から令和7年7月11日（金）の午前8時30分から午後4時30分までの間（正午から午後1時までの間を除く。）

(3) 提出方法

持参又は郵送

なお、郵送の場合は、期限内必着のこと。

(4) 提出先

静岡県浜松市中央区大平台四丁目25番1号

静岡県立浜松大平台高等学校 事務室（特別教室棟1階）

8 デジタルサイネージ設置事業者の選定

- (1) 提出された企画提案書をもとに、別表1「評価項目・基準」の各項目について書類審査を実施し、提案の内容が優秀かつ適当である1者を、デジタルサイネージ設置事業者として選定する。
- (2) 原則、企画提案書のみで審査を行うこととするが、提案者からの説明が必要であると認めたときは、出席及び説明を求める場合がある。
- (3) 審査結果に対して異議を申し立てることはできない。
- (4) 審査結果は、提案者すべてに郵送により通知する。

9 行政財産の使用許可の申請

(1) 趣旨

デジタルサイネージ設置事業者として選定された者は、県有施設を使用するに当たり、県有施設の管理者から、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に基づく「行政財産の使用許可」を受ける必要がある。

(2) 面積

- ア 静岡県立浜松大平台高等学校 普通教室棟1階
1㎡程度（設置事業者選定後、設置するディスプレイ等の機器により決定）
- イ 上記の面積のほか、ディスプレイに伴う付属品がある場合は、その面積

(3) 使用料

使用料は設置物の規格、許可期間等により「行政財産の使用料条例」等に基づき決定する。

なお、令和7年度の使用料については、使用許可面積が1㎡とした場合、年額5,950円となる。

(4) 使用料の納付時期等

使用料の納付時期及び金額については、県が使用を許可した後、使用許可期間となる令和7年9月から令和8年3月分の7月分の月割額を速やかに納付すること。

(5) 電気料金

ディスプレイ等の機器にかかる電気料金については、県からの請求に基づき支払うものとする。

10 広告取扱の指針、基準等

配信コンテンツに広告を含む場合、広告主の業種又は業者、掲載基準に関する要件は「静岡県教育委員会広告掲載基準」第2及び第3に準ずるものとする。

また、広告の内容は生徒にとって有益な情報のみに限るものとし、広告収入は徴収しない取扱いとする。具体的な内容については、別紙1「静岡県立浜松大平台高等学校における広報用デジタルサイネージ設置業務仕様書」の「4 広告の取扱い」に示す。

11 その他

- (1) 提案者は、この募集要項並びに仕様書を熟読し、遵守すること。
- (2) 企画提案に要する費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 契約保証金は、免除する。

12 担当窓口

静岡県立浜松大平台高等学校 事務室

〒432-8686 静岡県浜松市中央区大平台四丁目25番1号

電話番号：053-482-1011 F A X：053-485-8111

メール：hamamatsuohiradai-h@edu.pref.shizuoka.jp

静岡県立浜松大平台高等学校における広報用デジタルサイネージ設置業務仕様書

1 設置期間

令和 7 年 9 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間

（上記期間には、設置工事及び原状回復に必要な期間を含む）

2 設置場所

静岡県浜松市中央区大平台四丁目 25 番 1 号

静岡県立浜松大平台高等学校校舎内の指定した場所（別図「デジタルサイネージ設置場所」のとおり）

3 デジタルサイネージの概要

(1) 配信内容

ア 学校行事や進路に関する情報等、生徒にとって有益な情報を配信すること。

イ 学校及び県教育委員会の要望に応じた配信コンテンツを制作すること。

ウ 学校行事や進路に関する情報等の部分的な修正は、必要の都度行うこと。

エ 配信内容については、事前に見本を提出し、承認を得ること。

オ 配信内容に広告を含む場合、広告に関する一切の責任は広告掲示事業者にある旨の記載を行うこと。

(2) 設置運用

ア ディスプレイ等の機器は、地震等の際の転倒を防止するための十分な対策を講じること。

イ 配信コンテンツの企画・制作及びディスプレイ等の機器の設置並びに撤去する際の原状回復に係る一切の工事は、設置事業者の負担により行うこと。なお、工法等については事前に協議のうえ許可を得て実施すること。

ウ 工事は、生徒の学校生活に支障が生じることのないよう十分に注意して行うこと。

エ 破損、故障、事故があった場合の対応等、一切の保守管理を設置事業者の責任と負担において行うこと。

オ デジタルサイネージ設置事業者は、ディスプレイ等に係る使用電力の計量機器（子メーター）を設置し、それにより算出した実費を県が指定する方法で期限までに全額納入すること。

4 広告の取扱い

配信コンテンツに広告を含む場合、その内容は「静岡県教育委員会広告掲載基準」第 2 及び第 3 に示す広告主の業種又は業者、掲載基準に関する要件を満たし、生徒にとって有益な情報(※)に限るものとする。広告主の選定及び広告内容の決定については、必要に応じて事前に学校と協議すること。

※「生徒にとって有益な情報」は、広く一般向けに発信される情報ではなく、設置を行う学校に在籍する生徒の学校生活や進路選択に資する情報を指す。

（例）・生徒の学力や興味関心に応じた進路情報

・生徒の進学が想定される大学や短期大学等のオープンキャンパス情報

・生徒の就職が想定される一般企業の概要紹介

5 その他

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、静岡県立浜松大平台高等学校とデジタルサイネージ設置事業者が協議の上決定する。

令和 年 月 日

企画提案書

静岡県知事 鈴木 康友 様

住 所
事 業 者 名 称
代表者役職氏名

印

広報用デジタルサイネージ設置の実施について、本書及び別紙のとおり提案します。
なお、「静岡県立浜松大平台高等学校における広報デジタルサイネージ設置企画提案募集要項」に記載された応募資格を満たしていること及び提出書類の内容が事実と相違ないことを誓約します。

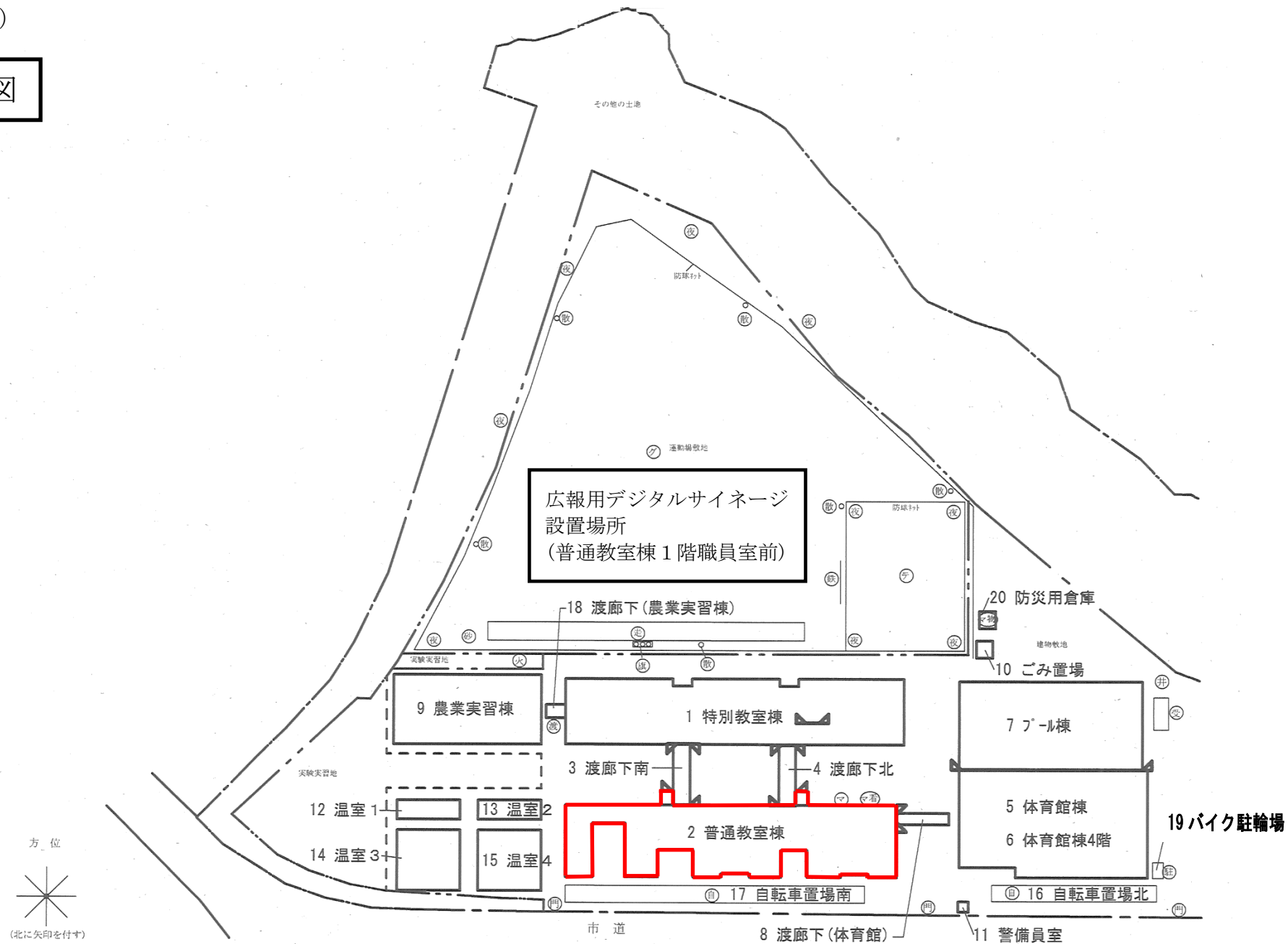
事業者名称	
担当者氏名	
連 絡 先	(住 所)
	(電 話 番 号)
	(F A X番号)
	(電子メール)

別表 1 評価項目・基準

項目	評価基準
事業実務能力	・法令等を遵守して事業を遂行する能力があるか ・組織、人員体制が確保されているか ・配信コンテンツを企画・制作する能力があるか ・ディスプレイ等の機器の適正な維持管理を行うことができるか ・同種の事業実績を有しているか ・継続的な事業実施が可能か
配信コンテンツ	・内容が生徒にとって有益なものであるか ・見やすく、わかりやすいものとなっているか
設置、運用	・設備の転倒や破損防止対策がとられているか ・設備の保守管理体制及び緊急時の対応が適切に確保されているか ・原状回復が容易な方法がとられているか ・情報更新が適切になされることになっているか

(別 図)

配置図



平面図

